

## 岡山市道の廃止基準

(趣 旨)

**第1条** この基準は、岡山市が管理する市道の路線の廃止に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃止の要件)

**第2条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、市道路線の全部又は一部の廃止を行うことができるものとする。

- (1) 路線の新設、改良等により不要となる場合
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）、河川法（昭和39年法律第167号）等の規定に基づく事業の施行により不要となる場合
- (3) 国道又は県道の区域に編入された場合
- (4) 路線の整理により、不要となる場合
- (5) 道路整備の計画等がなく、かつ一般交通の用に供する必要がなく、廃止しても沿道の土地利用の不利益とならず、公益上支障がないと認められる場合
- (6) その他市長が公益上特に必要と認めた行為により不要となる場合

2 前項第5号による路線の廃止は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 町内会長、農業水利土木員及び隣接土地所有者の同意並びに特に市長が必要と認めた者の同意があること。
- (2) 占用物件の存置又は移設について、占用者との協議が整っていること。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。